

台湾デジタルプロモーション事業実施業務 仕様書

1. 目的

台湾は本市との間で唯一直行便が就航し、コロナ禍前の2018年度本市外国人宿泊客人数調べでは約25万人と全体の半数近くを占めていた重要市場であるが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う直行便の運休により観光客の往来ができない状況が続いていた。

しかしながら、2022年10月以降の大幅な水際対策緩和に伴い、台湾人観光客数は徐々に回復傾向にあり、加えて運休していた直行便が約3年ぶりに運航再開となったことにより今後さらに台湾人観光客数増加が期待されるため、台湾市場向けにインフルエンサーを活用し、定番スポットを中心に新たな観光コンテンツも含めた情報発信を行うことで、本市への来訪意欲の向上につなげる。

2. 業務の名称

台湾デジタルプロモーション事業実施業務

3. 業務の内容

(1) 業務期間

契約締結の日から令和6年(2024年)2月29日(木)まで

(2) 招請回数および予定時期

本年度内に1回招請を実施し、時期は原則以下の期間内とする。台北-函館の直行便の就航状況や台湾人旅行者のニーズを考慮しながら実施時期を定めること。

ア 令和5年(2023年)8月～令和6年(2024年)1月

(3) 招請者の条件

ア 台湾で影響力の高いインフルエンサーで、1名以上とする。

イ Facebook または Instagram でファン数10万人以上を有すること。ただし、招請者が2名以上の場合、ファン数は合算で10万人以上となればよい。

ウ ファン層は訪日ファンまたは北海道ファン等を多く抱えていること。

(4) 配信形式

ア 招請期間中にライブ配信を1回以上行うこと。

イ ショート動画の投稿を3本以上行うこと。

ウ 記事投稿を5本以上行うこと。

エ 招請者が2名以上の場合、それぞれにおいて上記の回数を実施すること。

(5) 配信先

ア Facebook または Instagram, YouTube のいずれかとする。

イ その他、追加で他のサイトへの配信も可とする。

(6) 取材行程・スポットについて

ア 本市の自然景観、食などを取り入れ、1回の招請あたり、函館市内で3泊4日以上行程とする。

イ 函館山夜景、五稜郭、金森赤レンガ倉庫は必須とするが、定番の観光地のみならず台湾人

目線で行く価値のある潜在的なスポットも盛り込むこと。

(7) 独自提案について

上記必要事項以外で特筆すべき独自提案がある場合は別途記載すること。

(8) 実施内容について

ア 受託業者は招請者に対する招請手続きおよび招請にかかる諸調整を行う。

イ 招請実施後、情報配信状況等の追跡調査、報告をすみやかに行う。

ウ 招請者については、海外在住者の場合は出発国から日本国内撮影行程を経て出発国までの旅行を手配し、日本国内在住者の場合は日本国内撮影行程に係る旅行を手配する。

エ 旅行費用および宿泊費用については、海外在住者の場合は、出発国から日本の国際空港までの渡航費と日本国内の交通費・宿泊費・食事代等を計上し、国内在住者の場合は、日本国内の交通費・宿泊費・食事代等を計上する。

オ 通訳、添乗員、現地コーディネーター等が必要な場合は、業務目的達成にふさわしい人物の手配に要する経費（添乗費、宿泊費、食事代等）を計上する。

カ 訪問に必要な見学費等を計上し、必要な撮影許可等をとる。

キ 撮影、移動、食事、宿泊などの所要時間を記載した日程表を作成して進行を管理する。

ク 海外在住者の場合は、インバウンド保険に係る経費を計上し、手配する。

(9) 業務報告書の提出

業務終了後、すみやかに業務報告書（紙媒体1部、電子媒体1部（USBメモリ等））を作成して提出することとし、次の事項を掲載すること。

ア 業務概要

(ア) 業務名称

(イ) 業務目的

(ウ) 業務主体

(エ) 業務期間

(オ) 業務内容

イ 撮影行程内容

(ア) 被招請者名簿

(イ) 招請行程（全体日程）

(ウ) 撮影の様子が分かる写真（場所、説明キャプション）

ウ 業務分析

業務評価（撮影行程における被招請者からのコメントおよびフォロワーからのリプライ等により読み取れる魅力や傾向、課題抽出等）

エ 配信状況（配信日、配信サイト、閲覧回数等）

オ その他の特筆すべき事項

カ まとめと今後の展開について

(10) その他

その他、業務目的を達成するために効果的と思われる事項を行うこととし、当仕様書に定めのない事項に関し疑義が生じた場合は、別途業務主体と協議の上、決定することとする。

4. 委託料の上限額

3,300千円（消費税および地方消費税を含む）を上限額とする。

なお委託料には、企画立案、招請に係る費用、配信までの一切の経費を含むものとする。

5. 特記事項

- (1) 本業務履行にあたり、疑義が生じた場合は委託者および受託者双方の協議により処理する。
- (2) 本業務遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打合せを行うものとする。
- (3) 本業務の遂行に伴う打合せ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。